

公益法人制度改革への対応について

平成20年12月に新公益法人制度が施行され、特例民法法人とされている当共済財団は、平成25年11月末までに公益財団法人、一般財団法人、又は社会福祉法人のいずれかへの移行を行う必要があります。

このことから、これまでに制度検討委員会・資産運用管理委員会を中心に検討・協議を進めてきましたが、平成24年2月13日に合同で開催した平成23年度第5回制度検討委員会及び第4回資産運用管理委員会で、制度検討委員会委員長・資産運用管理委員会委員長から理事長に対し、「共済財団の行っている退職手当共済制度に関する事業を、社会福祉法人高知県社会福祉協議会に移管し、高知県社会福祉協議会の事業として実施いただくべく、共済財団から要請すること」との提言がありました。

この提言を踏まえ、平成24年3月13日に開催した共済財団の理事会・評議員会で承認を受け、3月19日に共済財団理事長から高知県社会福祉協議会会長に文書要請しました。

この提言に至った、制度検討委員会・資産運用管理委員会の主なる判断は、次のとおりです。

- (1) 公益財団法人への移行は、退職手当共済事業が「公益目的事業」の要件である「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」として認定されることが難しいこと。
- (2) このことから、一般財団法人への移行か、或いは他の社会福祉法人への業務移管のいずれかとなるが、一般財団法人に移行するとした場合、資産運用面で現在行っている非課税ファンドである年投口での運用はできなくなり、課税ファンドである私募投信での運用が予定され、この運用では運用益に対して20%の利子・配当課税がなされるのに対して、社会福祉法人へ事業移管した場合には、従来どおりの非課税ファンドである年投口での運用を中断することなく、そのまま移行できること。
- (3) 次に、社会福祉法人への移管の場合には、当共済財団と関係があり、移管するにふさわしい規模・能力を備えていることが求められることから、高知県社会福祉協議会以外には候補を見出し得ないこと。
- (4) また、高知県社会福祉協議会に移管した場合、退職手当共済事業は社会福祉協議会の「公益事業」の中の1事業として運営されることとなるが、この事業の運営管理は、共済財団の理事・評議員で構成される委員会を社会福祉協議会の体制の中に設置するなどにより、これまでと同様の制度運営が図られると考えられること。

「平成23年度全国民間社会福祉従事者共済連絡協議会・全国会議」の報告

平成23年10月20日から21日にかけて「平成23年度全国民間社会福祉従事者共済連絡協議会全国会議」が高知市で開催されました。

「新時代に問われる共済制度と組織のあり方」をテーマとして下記のとおり全体会議・分科会が開催され、当財団からも吉永理事長をはじめ理事・評議員等多数が出席しました。

1日目(10月20日)【全体会議】

- ①基調講演1：「介護人材確保対策の動向について」
厚生労働省社会・援護局 福祉基盤課福祉人材確保対策室 マンパワー企画係長 上辻 暁久 氏
- ②基調講演2：「金融施策の動向と共済制度」
四国財務局 高知財務事務所 財務課長 秋山 智 氏
- ③事務局報告：「共済制度における諸課題について」
一般社団法人全国民間社会福祉従事者共済連絡協議会 常務理事・事務局長 塚口 研一 氏
- ④講演：「共済制度実施団体のガバナンス～役員責任と求められる管理体制～」
神戸学院大学法科大学院 教授・弁護士 今川 嘉文 氏

2日目(10月21日)【分科会】

- 第1分科会「公益法人改革対応について」
- 第2分科会「法的根拠制度への移行について」

全国から、会議スタッフを含めて約100名の関係者が参集し、高知市内の「高知新阪急ホテル」で、全国会議が開催されました。その概要をお伝えします。

やや気温が高めの高知市に、北は北海道から、南は沖縄県の23道府県（指定都市1を含む）の、各関係役職員が熱い思いをもって集いました。

平成17年の「保険業法」改正に始まり、“リーマンショック”の嵐が吹きまくり、低金利や株の暴落につづいて、「貸金業法」・「金融商品取引法」の“適用”問題などなど、これまでの私たちの「共済制度」運用のなかでは、正直言ってあまり馴染みのなかった諸課題に直面することを余儀なくされ、あたふたしている間もなく共済制度の根幹に関わる“公益法人改革”が、押しすすめられてきました。

平成25年11月末をタイムリミットとする、公益法人改革は、残りあと2年1ヶ月（23年10月現在）となりました。

今、いよいよ大詰めを迎えようとしているこの時期に、今回の全国会議が開催され、具体的な対応策を図るための情報収集と意見交換が行われました。

【第1日目】（10月20日）全体会議

◆基調講演1『介護人材確保対策の動向について』

厚生労働省社会・援護局 福祉基盤課福祉人材確保対策室 マンパワー企画係長 上辻 暁久 氏

- ・「介護サービスを取りまく環境変化」
2004年（平成16年）をピークとして、わが国の人口は減少傾向にあり、44年後の2055年の日本の総人口は9千万人を割り込み、高齢化率も40%を超えると推計されている。特に課題となるのが“生産年齢人口”（対人口比/51%を予測）の減少が顕著になることである。そうしたなかでの介護人材の確保も相当困難になってくるであろう。
- ・今回改正される【介護保険制度】では、地域包括ケアシステムの強化とともに、24時間対応の定期巡回・随時対応サービスシステムを創設し、「介護付き高齢者住宅」とのリンクを想定している。

◆基調講演2『金融施策の動向と共済制度』

四国財務局高知財務事務所 理財課長 秋山 智 氏

- ・根拠法のない共済の“契約者保護”を主目的として導入した【保険業法】改正の趣旨を講演。
- ・さらに、公益法人改革との関連のなかで“確実な契約の履行”を担保する観点から、「一般財団法人」等が行う共済事業の【保険業法】からの“適用除外”要件等について講演。

◆事務局報告『共済制度における諸課題について』

一般社団法人全国民間社会福祉従事者共済連絡協議会 常務理事／事務局長 塚口 研一 氏

- ・現役世代の6割が社会保障に不安を持っており、老後の生活資金として〔退職金〕への期待感が高まっている。
- ・しかし、民間社会福祉施設職員の退職金制度の根幹を担っている「独立行政法人 福祉医療機構」の共済制度は、高齢者介護施設関係の加入が平成22年度では当初見込み数より相当下回っており、この傾向が続けば“賦課方式”（注：当該年度の加入者数・退職者数を見込んで「掛金」を設定する方式）では、大幅な掛金の引上げか給付額の減額が必要となる。
- ・そうした状況のなかで、各県の共済制度の重要性が必然的に高まってくるが、それに比例して“役員責任”も拡大してくる。このことは、今の公益法人改革のなかにも、色濃く現れている。
- ・特に、“善管注意義務”（注：善良な管理者の注意をもって委任された事務を処理する義務をいう〈民法第643条・644条〉）や“忠実義務”が問われる。
- ・現状において、法的課題は山積するが、共済制度に今後求められるものは、制度運営における組織的な〔自主〕〔自立〕〔自己責任（ガバナンス）〕が、キーワードとなる。

◆講演『共済制度実施団体のガバナンス』～役員責任と求められる管理体制～

神戸学院大学 法科大学院 教授／弁護士 今川 嘉文 氏

- 1 「内部統制システム(ガバナンス)構築義務」
 - ① 理事または従業員等による違法行為・不祥事の防止のため
 - ② 適正な職務執行の確保のため
 - ③ 効率的な法人運営のために、事業の規模や特性に応じたりスク管理体制の構築のため
- 2 「役員の具体的責任」
 - ① 役員は、法人に対して“善管注意義務”を負う
 - ② 役員は任務懈怠（注：任務を怠ること）により法人又は第三者に損害を生じさせた場合は、連帯して損害賠償責任を負う
- 3 「内部統制システムの内容」
 - ① 理事の職務執行にかかる情報の保存・管理に関する体制
 - ② 損失の危機管理に関する規程その他の体制
 - ③ 理事の職務執行の効率性を確保する体制
 - ④ 役員・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保する体制（コンプライアンス体制の確保）
 - i. コンプライアンスに関する指針・諸規定の策定
 - ii. コンプライアンス委員会の設置等のコンプライアンス推進のための社内体制
 - iii. コンプライアンスに関する教育・研修の実施
 - iv. 内部監査部門等によるモニタリング
 - v. 内部通報制度
 - vi. 懲罰事項の整備
 - vii. 反社会的勢力への対応 など～
 - ⑤ 監事の職務の補助使用人に関する事項
 - ⑥ 監事の補助使用人の、理事からの独立性に関する事項
 - ⑦ 理事及び使用人の監事への報告に関する事項
 - ⑧ 監事の監査の実効性を確保する体制

【第2日目】(10月21日) 分科会

◆第1分科会『公益法人改革対応について』

講演「移行先の考察と手続・スケジュール」

新日本アーンスト&ヤング税理士法人 BTA 公益アドバイザーグループ

マネージャー/税理士 鳥田 竜一 氏

・移行の実現性の検証



現在、経過措置として「特例民法法人」に、各県の組織は位置づけられており、平成25年11月30日を期限として、上記の①、②、③のいずれかへの組織変更を余儀なくされている。

*①への組織変更は、税制上の優遇措置等を含め、最も有利なものであるが、“公益法人”であることとなる認定基準があり、各県の共済制度では、次の要件等でほとんどそれをクリアすることができない。

- i. 退職共済事業自体が「公益目的事業」といえない
- ii. 加入対象者が特定されており、「不特定多数」の者が対象であることの基本要件が満たされない

*②への移行は、最も実現度の高い組織変更ではあるが、税制上の優遇措置は制限され、原資運用で生じる“利子”等に20%(想定)の率で課税される。

なお、このケースの場合退職共済事業が「非営利事業」であること認定も必要である

*③への移行は、「社会福祉協議会」への移行が考えられるが、社協の事業目的と、共済事業目的とが必ずしも合致するとはいえず、その調整については、行政庁との調整を含めて困難が予想される

◆第2分科会『法的根拠制度への移行について』

(1)「法的根拠制度への移行の検討について」～神戸市社会福祉協議会での検討経緯～

事例報告：神戸市社会福祉協議会 三木 あゆみ 氏

(2) 移行シミュレーション

I. 『確定給付企業年金制度』

三菱UFJ信託銀行株式会社/年金営業第3部

II. 『特定退職金共済制度』

りそな銀行/年金信託部他

当分科会では、現行法上での法的な根拠を持つ退職金制度(年金を含む)への転換の可能性について検討された。

以上が、今会議の概要です。詳細については事務局までおたずねください。

個人情報開示の手続きについて

個人情報の開示請求は、下記のとおり取り扱いとさせていただきます。また、「個人情報開示請求書」の様式は6頁のとおりです。この様式をご利用のうえご請求くださるようお願いいたします。

1. 開示方法

- ① 窓口(当財団事務局)
- ② 郵送

2. 必要書類等

個人情報の開示には次の書類等が必要となります。

	窓口にお越しいただく場合	郵送の場合
ご提出いただく書類	個人情報開示請求書 *必要事項をご記入していただければ、様式は問いません。	個人情報開示請求書
本人確認用証明書	運転免許証・健康保険証・パスポート いずれか(ただし有効期限内のもの) をご提示下さい	運転免許証・健康保険証・パスポート いずれか(ただし有効期限内のもの) のコピー1通を同封して下さい
手数料 実費相当額 (郵便料金80円+簡易書留料金300円)	郵送で回答する場合のみ 380円 (切手をお願いします)	380円 (切手を同封してください)
開示請求書の送付先		〒780-8567 高知市朝倉戊375-1 高知県立ふくし交流プラザ内 (財)高知県民間社会福祉施設職員退職 手当共済財団

(ご注意) ・本人確認ができない場合は開示できませんので、ご注意ください。

・上記書類は返却いたしません。当財団で責任を持って処分致しますので、ご了承ください。

3. 回答について

- ・回答は、原則として14日以内に行います。
- ・郵送で回答する場合は、ご指定の送付先へ「簡易書留」でお送りいたします。

個人情報開示請求書

請求日 年 月 日

(財)高知県民間社会福祉施設職員退職手当共済財団

理事長 宛

受付印

請求者氏名	印	
職員番号		
施設名		
生年月日	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成	年 月 日
性別	男 ・ 女	
請求者住所	〒 ー	
自宅電話番号	() ー	
回答書送付先	1. 施設宛ご本人様 2. 請求者住所 3. 窓口での開示	
開示請求される個人情報 の内容 (詳しく お書き下さい)	<input type="checkbox"/> 退職給付金シミュレーション (試算) <input type="checkbox"/> その他	
開示請求される理由 を詳しくご記入下さい ※退職金シミュレーションを希望される場合は、退職予定日・退職前12ヶ月の平均本俸月額(特殊業務手当を含む)をご記入下さい。	<input type="checkbox"/> 退職給付金シミュレーション (試算) 退職予定年月 _____ 年 月 退職前12ヶ月の平均本俸月額 (特殊業務手当を含む) _____ 円 <input type="checkbox"/> その他	

※共済財団使用欄

本人確認資料	1. 運転免許証 2. 健康保険証 3. パスポート		
事務局長	担当者	開示日又は発送日	備考

5. 資産別運用状況（時価）

（平成23年9月30日現在）

資産	基本構成比(%)	三菱UFJ信託銀行		中央三井アセット信託銀行		合計	
		金額(円)	構成比(%)	金額(円)	構成比(%)	金額(円)	構成比(%)
国内債券	55.0	1,436,959,479	55.9	499,478,184	54.4	1,936,437,663	55.5
国内株式	20.0	498,423,690	19.4	192,121,541	20.9	690,545,231	19.8
外国債券	13.0	358,679,808	14.0	124,111,135	13.5	482,790,943	13.8
外国株式	9.0	183,102,524	7.1	84,433,731	9.2	267,536,255	7.7
その他	3.0	92,985,846	3.6	17,845,766	2.0	110,831,612	3.2
資産合計	100.0	2,570,151,347	100.0	917,990,357	100.0	3,488,141,704	100.0
信託元本		2,635,614,030		1,034,676,498		3,670,290,528	

基本構成比に対する変更許容幅……各行とも±7%

平成24年1月末信託運用状況報告（平成23年10月～24年1月）

○ 平成23年10月から平成24年1月にかけての運用状況

三菱UFJ信託銀行・中央三井アセット信託銀行の時価ベース収益率・資産運用状況は下記の表のとおりです。

国内・国外とも債券・株式は、欧州債務問題や円高による影響、タイの洪水被害の国内製造業への影響などから低位で推移しました。

国内株式は、前半は欧州債務問題に対する各国の政策対応や日銀の円売り介入による円高の不服感から底堅いときもありましたが、75円台まで急速に円高が進んだことや、世界的な景気減速懸念の高まり、国内製造業の海外主要拠点であるタイの洪水被害等から一時年初来安値を更新しました。

これらのことから、時間加重収益率は、国内債券はプラスでしたが、国内株式、外国債券、外国株式ともにマイナスとなりました。

これにより、運用資産の時価に対する簿価の評価損益は、約1億1千万円の評価損となりましたが、平成23年9月30日現在の運用状況に比べると若干改善してきています。

資産別時間加重収益率（通期）

（%）

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	資産合計
ベンチマーク	2.77	-12.04	-3.35	-12.43	
三菱UFJ信託銀行	2.58	-14.26	-3.53	-12.20	-3.44
中央三井アセット信託銀行	2.93	-11.23	-3.49	-13.02	-2.76

運用機関別運用額

（単位：円）

	平成24年1月31日現在	平成24年1月31日現在内訳	
		三菱UFJ信託銀行	中央三井アセット信託銀行
信託元本	3,750,341,271	2,691,649,550	1,058,691,721
簿価	3,736,568,749	2,684,596,087	1,051,972,662
時価	3,621,977,066	2,662,442,790	959,534,276
評価損益	-114,591,683	-22,153,297	-92,438,386



退職金 Q&A

Q. 長期休業（育児休業・病氣療養等）をする場合、その期間にかかる掛金の納付は必要ですか？

A. 掛金は加入日の属する月から退職日の属する月までの分を納付していただくことになっていますが、長期休業等の場合には、掛金中断届「様式第6号-(1)被共済職員氏名等変更届」を提出していただくことにより、届出月から掛金納付を一時休止することができます。（休止期間は加入期間としては算定されません。）
復帰されれば、掛金復活届「様式第6号-(1)被共済職員氏名等変更届」の提出により、届出月から掛金を納付することになります。

お問合わせ先

(財)高知県民間社会福祉施設職員退職手当共済財団

TEL: 088-844-4865

FAX: 088-844-3852